

探偵業届出証明書が廃止されます！

探偵業法の一部改正により、令和6年4月1日から探偵業届出証明書が廃止されます。

主な変更点は次のとおりですので、誤りのないようお願いします。

1 探偵業届出証明書の廃止

探偵業届出証明書が廃止されるため、探偵業届出証明書の再交付手続きがなくなります。

また、開始届出及び変更届出にかかる手数料も廃止されます。

○ **開始届出に伴う手数料** 3,600円 → 廃止

○ **変更届出に伴う手数料** 1,600円 → 廃止

※ **手数料は廃止となりますが、開始届出・変更届出はこれまでどおり必要です。**

2 標識の掲示義務

営業所の見やすい場所に標識（次ページ参照）を掲示しなければなりません。標識はご自身で作成してください。

探偵業届出証明書は標識の代わりとなりませんのでご注意ください。

また、標識はウェブサイト上でも掲示しなければなりません。

ただし、下記のいずれかに該当する場合は、標識を掲示する必要はありません。

ウェブサイト上での標識掲示の除外規定

○ 常時使用する従業者の数が5人以下の場合

従業者については、会社役員や個人事業主はここにいる従業者には該当しませんが、探偵業務に従事する者以外の事務員等も従業者に該当しますので、雇用契約を確認して判断することになります。

○ 自社のウェブサイトを有していない場合

自社のウェブサイトがない場合は除外されますが、他社に運営を委託しているウェブサイトがある場合は、掲示義務は免除されません。



<問合せ先>

福島県警察本部生活安全企画課

生活安全指導第一係

024-522-2151(内線 3313-3314)

探偵業者

届出書を提出した 公安委員会	公安委員会
届出書の受理番号	第 号
届出書を提出した年月日	年 月 日
商号	令和6年4月1日より前に開始届出書を提出済みの探偵業者様へ
営業所	<p>記載要領</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「届出書の受理番号」 お手持ちの探偵業届出証明書の 当該届出書の提出に係る探偵業届出証明書の番号 を記載してください。（括弧内の番号） ○ 「届出書を提出した年月日」 お手持ちの探偵業届出証明書の 法第4条第1項の届出書を提出した年月日 を記載してください。
営業所	
営業所	
広告場	

- 記載要領
- 1 本様式中届出書とは法第4条第1項の届出書をいう。
 - 2 営業所の所在地欄には、当該営業所が入居する建物の名称及び当該営業所の建物内の位置についても記載すること。
- 備考
- 1 文字及び枠線の色彩は黒色、地の色彩は白色とする。
 - 2 標識を営業所に掲示する場合には、用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。